

（自主防犯活動用自動車）

第154条の2 保安基準第49条の3第1項に規定する自主防犯活動用自動車とは、警視総監又は道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長）から自主防犯活動のために使用する自動車として証明書の交付を受けたものをいう。

2 自主防犯活動用自動車に備えることができる青色防犯灯の灯光の色、明るさ等に関し、保安基準第49条の3第2項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 青色防犯灯の灯光の色は、青色であること。
- 二 青色防犯灯は点滅式であること。
- 三 青色防犯灯の直射光又は反射光は、当該青色防犯灯を備える自動車及び他の自動車の運転操作を妨げるものでないこと。

3 自主防犯活動用自動車に備えることができる青色防犯灯の取付位置、取付方法等に関し、保安基準第49条の3第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

- 一 青色防犯灯の数は、1個（複数の照明部を有し、構造上一体となっているものを含む。）であること。
- 二 青色防犯灯は、自動車の走行中の振動、衝撃等により、緩み等を生じないように屋根に確実に取り付けられていること。